

試験電波は
11月4日
から



「地上デジタル放送」 相談会開催のご案内



いまご覧のアナログ放送は、平成23年7月24日までに終了し、地上デジタル放送に完全移行します。それまでの間に、地上デジタル放送の受信準備が必要となります。準備にあたり、「地デジを見るには、どうすればよいか(ジルの陰共聴も含め)」など、地デジに関する事なら、どんなことでもご相談に応じます。なお、**11月4日(木)**から、赤平テレビ中継局より試験電波が発射される予定です。お早めにテレビの設定など済まされますようお願いいたします。

対象 地デジ対応にお困りの方

その他 事前申込みは不要ですので、直接会場へお越しください。参加料は無料です。

【相談会開催日程】

開催日	会場	相談受付 時間帯
11月10日(水)	赤平市役所 コミュニケーションセンター研修室	①10時～12時 ②13時～16時
11月11日(木)	同上	30分

※上記日程は、都合により変更・中止となる場合があります。

問合せ ☎ 011-271-3825 総務

省北海道中央テレビ受信者支援センター

(デジサポ道央)相談会グループ

年金Information

市民年金係 ☎ 32-1823

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行 されます。年末調整・確定申告まで保管ください。

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、来年の1月下旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはぎに表示されている年金事務所へお問合せください。控除証明書専用ダイヤル ☎ 0570-070-117 (平成23年3月15日まで)

年金受給者の みなさんへ

扶養親族等申告書は期限までに提出を！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象になります。(障害年金・遺族年金は課税されません)。課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合があります。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。問合せ ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

赤平市市税等

収納向上対策本部

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219

し尿処理手数料の納付を忘れずに！

し尿は、市の委託業者が収集して市の浄化センターで処理を行っています。浄化センターの運営は、し尿処理手数料と市からの支出(税金等)で成り立っていますので、手数料の未納額が増加すると運営に支障をきたすこととなります。また、何よりも納めている方との不公平感を解消することが最も重要であり、更なる収納業務の強化を実施していく方針です。

未納が続くと支払いが困難となり、特に悪質であると判断された場合は、「行政サービスの制限」の対象者になります。対象者になった場合、市営住宅の入居、幼稚園の入園、通園等の様々な行政サービスの利用ができなくなり、し尿処理手数料をはじめとする市税、使用料等は納期限までに必ず納めましょう。

特別な事情がある場合は、まずは「ご相談を！」

■市民生活課環境交通部 ☎ 32-2215

◆市税・使用料等の納付は…
便利・確実・安心な□座振替を！

今月の納税

■納期■
11月30日
まで

■国民健康保険税 第5期
■後期高齢者医療保険料 第5期

税

に関するお知らせ

Tax Information



お問い合わせは…
赤平市役所税務課市税係
☎32-2219

固定資産・土地及び建物の 手続きについて

年内に登記・届出等の手続きをお忘れなく！

■土地及び建物が登記されている場合

土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、法務局で手続きとなります。

問合せ 札幌法務局滝川支局☎23-2330

■未登記の建物・車庫・物置等の場合

建物の取得・取り壊し・所有者変更等は、届出用紙に必要事項を記入の上、市役所税務課市税係まで提出してください。

平成23年度の固定資産税は…

全て来年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

このほか、増改築や一部取り壊し、車庫及び物置等は、確認申請や在来調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをされますよう、ご理解とご協力をお願いします。

年末調整説明会

日時 11月19日(金)13時30分
会場 市役所コミセン
対象者 給与源泉徴収担当者
青色申告者(個人事業主)

※年末調整に必要な書類については、滝川税務署より各事業所宛に直接郵送されます。

青色申告決算・消費税説明会

日時 12月6日(月)11時
会場 赤平商工会議所2階
対象者 青色申告者(個人事業主)
講師 滝川税務署
問合せ 赤平商工会議所☎32-2246

農業所得調査票の提出

農業所得関係者は、次の日程により農業所得調査票等(後日配布)を提出してください。

会場 市役所コミセン

日程	9時～12時	13時～16時
11月25日(木)	住吉、赤平、共和第5	平岸、百戸、共和第6
11月26日(金)	豊里、幌岡	共和第1～4

税 務署からのお知らせ

◆問合せ 滝川税務署 ☎22-2191◆

相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。

そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手順をお掛けしますが、必要なお手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては…

国税庁ホームページ

【<http://www.nta.go.jp/>】をご覧ください。か、滝川税務署へお問合せください。

※平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。